

半田市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国の設置運営要綱」という。）に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うことを目的に実施する半田市子ども家庭総合支援拠点事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、半田市とする。

(設置場所)

第3条 半田市子ども家庭総合支援拠点は、半田市子ども家庭センター内に設置する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等とする。

(業務内容)

第5条 半田市子ども家庭総合支援拠点は、国の設置運営要綱に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他の必要な支援

(職員)

第6条 事業を実施するため、国の設置運営要綱に基づき子ども家庭支援員2名以上及び虐待対応専門員2名以上の職員を配置する。

(実施日等)

第7条 事業は、原則として市役所の開庁日に実施するものとする。

2 相談時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。ただし、水曜日は午後7時までとする。

(関係機関との連携)

第8条 事業の適切な遂行を図るため、半田市子育て世代包括支援センターその他関係機関等と情報共有を含む緊密な連携を図るものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。